

奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕に対する各会派・無所属議員からの意見記入シート
 <今後の特別委員会での協議予定：7月4日（水）・第1章、第2章～12章>

第12章 補則

<H24. 7. 4 現在>

| 条項 | 奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕 | 会派名または無所属議員名： |
|-------------------|---|---------------|
| 12-1 条例の見直し | <p><u>A案</u> 議会は、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。</p> | |
| 12-2 他の条例との関係 | <p><u>A案</u> この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。</p> | |
| 12-3 議会及び議員の責務 | <p><u>A案</u> 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の厳粛な信託にこたえなければならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。</p> | |
| 12-4 委任 | <p><u>A案</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が定める。</p> | |